



石綿露出状況の調査(目視)
写真:熊本県

災害時におけるアスベスト対策に関する調査結果

！ 調査の背景

〔通知日：令和8年7月16日 通知先：東北環境局〕

- 東北地方では、東日本大震災のほか、想定を超える大規模な林野火災や水害等も発生。災害時は、石綿使用建築物等が倒壊・損壊することによりアスベストが露出し、飛散・ばく露の可能性が高まることから、平常時の備えが重要
- 防災基本計画(昭和38年6月中央防災会議決定、令和7年7月最終修正)では、「国〔環境省〕、地方公共団体又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、応急措置等の対策を行うものとする。」とされており、環境省は、地方公共団体の①石綿使用建築物等の把握、②応急対応に向けた体制整備などの平常時の備えを示した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月。以下「環境省マニュアル」という。)を策定し、地方公共団体の大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。)所管部局(以下「環境部局」という。)に配布

〔調査対象機関〕東北地方環境事務所(現東北環境局。以下同じ。)、宮城労働局、15県市、関係団体等 【実地調査期間】令和7年9月～8年3月

📄 主な調査結果

<平常時における石綿使用建築物等の把握状況>

- 石綿使用建築物等の把握にはアスベスト調査台帳情報が有効であるが、県市の環境部局では、以下のような理由で台帳情報を把握しておらず、災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応を行うための備えができていない状況あり
 - ・ 環境部局で災害時にアスベスト調査台帳情報を活用することへの認識が不足
 - ・ アスベスト調査台帳を整備している建築部局が個人情報の取扱いに懸念

<応急対応に向けた実施体制の整備状況>

- 災害発生後に速やかに対応するためには、石綿露出状況等の確認調査(アスベスト露出状況調査)の対応部局等を決めておくことが重要であるが、県市では、同調査の実施経験やノウハウがないことを主な理由に実施体制の検討に苦慮

<災害時におけるアスベスト対策に関する地方公共団体への支援状況>

- 東北地方環境事務所は、アスベスト露出状況調査等について、支援ニーズを把握していないとして、地方公共団体の環境部局への支援を実施していない。
- 関東地方環境事務所(現関東環境局。以下同じ。)は、「災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会」を設置し、「災害時アスベスト対策アクションプラン」を取りまとめて提供。その結果、構成員である地方公共団体の約8割でアスベスト対策マニュアル等を策定
- 調査対象県市の環境部局からは、参考情報の提供や地方公共団体間での意見交換の場の設定など国からの支援を求める要望あり

当省の主な意見

【東北管区行政評価局】

東北環境局は、地方公共団体における災害時のアスベスト対策が進むよう、以下の取組を行うこと。

- ① 平常時の情報連携の必要性の周知
- ② アスベスト露出状況調査の参考となる情報の提供
- ③ 地方公共団体における取組の支援

【総務省(行政評価局)】

環境省及び国土交通省は、地方公共団体における災害時のアスベスト対策が進むよう、以下の取組を行うこと。

- ① アスベスト調査台帳情報の共有が地方公共団体内の担当者間で進むよう、個人情報の取扱いを把握した上で活用例を提示(環境省、国土交通省)
- ② アスベスト露出状況調査の体制整備に係る理解が進むよう、実例等を周知(環境省)
- ③ 地方環境局と連携した地方公共団体への支援(環境省)

調査結果① 平常時における石綿使用建築物等の把握状況

背景・制度等

- 環境省マニュアルでは、平常時に建築物等における石綿使用状況を把握しておくことで、災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応に活用できるとされており、把握に当たってはアスベスト調査台帳※などの活用が効率的とされている。また、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（平成26年11月。以下「国交省マニュアル」という。）でも、災害時のアスベスト調査台帳の活用に向けた取決めの重要性が示されており、同台帳には個人情報記録されているため、情報の共有化や取扱いを平常時に関連部署及び地方公共団体内で調整しておく必要があるとされている。

※ 国土交通省が平成17年度から都道府県を通じて実施している民間建築物アスベスト使用実態調査の結果を基に地方公共団体の建築部局（建築基準法（昭和25年法律第201号）所管）において整備が進められているものであり、「国交省マニュアル」を参考に、建築物の基本情報や調査で把握した情報がデータベースとして整備されている。

- 平成28年4月に発生した熊本地震において、熊本県は調査対象となる石綿使用建築物等をリストアップするため、アスベスト調査台帳を活用している。
- 大防法第18条の25において、地方公共団体は、「特定工事等に伴う特定粉じんの排出又は飛散を抑制するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。」とされており、具体的には、平常時における石綿使用建築物等に係る情報の収集、整理や災害時に備えた体制整備等が想定されている。

主な調査結果

<アスベスト調査台帳情報の共有>

- 災害発生時の迅速な石綿飛散・ばく露防止に係る応急対応のためには、石綿使用建築物等の把握が必要であり、把握に当たってはアスベスト調査台帳情報が有効であるが、県市の環境部局では、建築部局から台帳情報の提供を受けていなかった事例あり

⇒災害発生時に迅速な応急対応を行うための準備に関する認識が不足（環境部局）

- ・ 災害時にアスベスト調査台帳情報を活用することへの認識が不足
- ・ 災害時に提供を依頼すればよいとの認識

⇒アスベスト調査台帳情報の共有に関し、個人情報の取扱いに懸念（建築部局）

- ・ 台帳には個人情報が含まれており、全て環境部局に共有してよいか判断が困難
 - ・ アスベスト調査台帳の基礎データである民間建築物アスベスト使用実態調査の調査目的に災害対応への活用を明示していないため、情報共有に慎重
- アスベスト調査台帳情報の共有に関し、県市からは、環境省と国土交通省が連名で方針を示せば、台帳情報の共有に向けた調整が進みやすくなるとの意見あり

当省の主な意見

【東北管区行政評価局】

東北環境局は、地方公共団体が災害発生時に迅速な応急対応を行うことができるよう、地方公共団体に対し、環境省マニュアルや今回の調査結果も活用し、アスベスト調査台帳情報の共有など情報連携の必要性を周知すること。

【総務省（行政評価局）】

環境省及び国土交通省は、地方公共団体が災害発生時に迅速な応急対応を行うためのアスベスト調査台帳情報の共有が進むよう、地方公共団体における個人情報の取扱いを把握した上で活用例を示すこと。

調査結果② 応急対応に向けた実施体制の整備状況

背景・制度等

- 環境省マニュアルでは、災害発生時に応急対応を速やかに実施するため、地方公共団体の大防法所管部署、防災担当部署、建築基準法所管部署、応急危険度判定担当部署等の関連部署が調整の上、平常時から、石綿露出状況等の把握方法を整理し、情報の受入れ・伝達体制を構築する必要があるとされており、検討事項の例として、対応部署や確認調査の方法等が示されている。
- また、環境省マニュアルでは、アスベスト露出状況調査は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て、地方公共団体が実施することが望ましく、技術者等が所属する企業・団体等との協力体制をあらかじめ構築しておくことが望まれるとされている。
- 協定を締結している地方公共団体の協定内容をみると、地方公共団体が実施するアスベスト露出状況調査への支援のほか、実際の石綿含有建材の露出・破損状況等の調査、平常時からの研修・訓練等を主な協力事項としており、東京都では令和7年台風第22号及び第23号の際に、技術者等が所属する団体と締結した「災害時における被災建築物のアスベスト調査に関する協定書」に基づきアスベスト露出状況調査を実施している。

主な調査結果

<対応部局及び実施手順>

- 災害発生後に速やかに対応するためには、アスベスト露出状況調査の対応部局等を決めておくことが重要であるが、県市では、同調査の実施経験やノウハウがないことを主な理由に実施体制の検討に苦慮
- 県市からは、応急対応に向けた実施体制の整備に向けて、以下のように、過去の災害における対応事例など国からの情報提供を望む意見あり
 - ・ アスベスト露出状況調査を実施する際の具体的な手順や関係部局との連携方法、災害発生後のスケジュール感などの情報があると、具体的に検討しやすくなり備えを進められる。
 - ・ 災害時に地方公共団体が実施したアスベスト露出状況調査の事例が分かれると検討を進めやすくなる。

<団体等との協力体制の構築>

- 協定締結の必要性を認識していなかったこと等から、協定締結の検討が進んでいない状況がみられたものの、県市からはアスベスト露出状況調査に係るノウハウがないこと等から、今後は協定締結が必要だと感じるとの意見あり
- 協定締結の検討に当たっては、国から協定を締結している地方公共団体の事例（内容、手順、費用負担等）の情報提供を望む意見あり

当省の主な意見

【東北管区行政評価局】

東北環境局は、地方公共団体の応急対応に向けた実施体制の整備が進むよう、地方公共団体に対し、環境省マニュアルや今回の調査結果も活用し、アスベスト露出状況調査に係る体制整備について、参考となる情報を提供すること。

【総務省（行政評価局）】

環境省は、地方公共団体の応急対応に向けた実施体制の整備が進むよう、アスベスト露出状況調査の手順、過去の災害における対応事例、協定締結の事例について整理の上、地方公共団体に提供すること。

調査結果③ 災害時におけるアスベスト対策に関する地方公共団体への支援状況

背景・制度等

- 環境省は、環境省マニュアルで、地方公共団体に対し、①石綿使用建築物等の把握、②応急対応に向けた体制整備などの平常時の備えを示している。
- 総務省は、平成28年5月に公表した「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」において、平常時から石綿使用建築物等の所在情報の収集等、災害時に備えた対応を行っている県市は一部（6／39県市）として、環境省に災害時におけるアスベスト対策に関して、平常時も含めた事前準備の必要性及び具体的な内容について、県市に対し、改めて周知徹底し、当該対策の強化を図るよう促すことと勧告
- 環境省は、同勧告を受け、環境省マニュアルを改訂するとともに、通知の発出や地方公共団体の職員を対象とした研修等を開催している。

主な調査結果

<東北地方環境事務所の取組>

- 東北地方環境事務所では、災害発生後の応急対応として地方公共団体が実施するアスベスト露出状況調査等について、これまで支援ニーズを把握していないとして、地方公共団体の環境部局への支援を実施していない。

<環境省本省の取組>

- 地方公共団体向けに開催しているアスベスト関係の研修等で環境省マニュアルを周知するほか、本編を分かりやすくまとめた概要版や、災害時に実施すべきことを簡潔にまとめた対応管理シート（チェックリスト）などを地方公共団体に提示

<関東地方環境事務所の取組>

- 平成28年4月に発生した熊本地震を契機として、災害時におけるアスベスト対策に係る地方公共団体への支援を実施
「災害時のアスベスト対策支援に関する合意書」を締結
⇒ 管内の被災した地方公共団体が実施するアスベスト露出状況調査等に対し、専門家を派遣するなどの支援体制を構築（当事者：関東地方環境事務所、埼玉県、専門機関等）
「災害時アスベスト対策支援のための関東ブロック協議会」（以下「協議会」という。）を設置
⇒ 管内地方公共団体における相互支援の枠組みを整備し、災害時のアスベスト対策に関する情報共有等を実施（構成員：関東地方環境事務所、10都県、8政令市、専門機関等）
- 協議会において、マニュアルに盛り込むべき平常時及び災害時の対応の内容及び手順を整理した「災害時アスベスト対策アクションプラン」を取りまとめて提供。その結果、構成員である地方公共団体の約8割（14／18）がアスベスト対策マニュアル等を策定

<地方公共団体の実情>

- 調査対象県市の環境部局では、アスベスト関係業務以外にも公害対策関係の業務も兼務
- こうした体制面を背景に、体制整備等の検討に向けた国からの情報提供や東北管内の地方公共団体担当者間での意見交換の場の設定など国からの支援を求める要望あり

当省の主な意見

【東北管区行政評価局】

東北環境局は、地方公共団体における取組を支援するため、調査結果①や②に関する情報提供のほか、災害時のアスベスト対策が推進されるよう、地方公共団体間での意見交換が行えるようにすること。

【総務省（行政評価局）】

環境省は、調査結果①及び②の対応を確実に実行できるようにするため、地方環境局と連携するなどし、地方公共団体への支援を行うこと。